夏季大会における指導者資格の取り扱いについて

夏季大会については、スポーツ少年団からの委託事業である交流大会を兼ねており、スポーツ少年団大会に関する規定では、認定員以上の指導者資格が求められている。

また、スポーツ少年団に加入していない団体の参加についても、過去から求めてきた背景もあり、今年度も規定を大きく変更することは影響が大きい。

よって、滋賀県小学生バレーボール連盟としては、過去の経緯も踏まえ夏季大会における指導者資格について以下のとおりとする。

○ブロック大会

日本体育協会資格 (バレーボール指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチ) または 全国小学生バレーボール指導者講習会**一次**講習会以上の受講証明書を所持していること。

※ファミリーマートカップに同じ

○県中央大会

日本体育協会資格 (バレーボール指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチ) または 全国小学生バレーボール指導者講習会二次講習会以上の受講証明書を所持していること。

※ファミリーマートカップに同じ